これまでの会議における主な意見

◆第7回(令和7年10月9日)

<部活動改革に関する新たなガイドラインについて>

【生徒の安全確保】

- 〇 保険に加入しさえすればよいということではなく、運営団体・実施主体は、事 故防止等も含め、生徒の安全確保全般に関して責任をもつ必要がある。
- 事故や事件への対処にあたっては、法的な専門家である弁護士の活用が重要。
- マルチスポーツなどで、生徒がいくつかの団体の活動に参加する場合、団体ごとに保険に加入すると費用がかさんでしまうため、市町村単位などで、保険に一括で加入できるような仕組みが必要。
- 〇 マルチスポーツに対応した保険の仕組みづくりについては、スポーツ安全協会 において協力してもらえるのではないか。
- O JSPO 等の相談窓口も相談件数が増えており対応には限界があるので、認定された地域クラブ活動、登録された指導者に関してトラブルがあった場合には、地方公共団体の相談窓口において対応することが重要。
- 運営団体・実施主体で相談窓口を設けて対応するのは難しいのではないかと思うが、実態に即して整理する必要。
- 地域クラブ活動では、様々な学校の生徒が集まって活動をするので、学校間で 扱い方に格差が生じないように平等に対応する必要がある。
- O どのように閉鎖性を回避して風通しの良いクラブ作りをするのか、具体的な進め方が示されるとよいのではないか。
- 暴力等の根絶については、スポーツ界全体として取組を進めているが、文化芸 術活動も含めて一緒に取組が進められるとよい。
- 指導者への研修において、生徒同士のトラブル等への対処や中学校段階の生徒 の特徴等を踏まえた指導方法、不審者への対応や災害発生時の対応についてもフ ォローしていく必要。

- 怪我や事故が起きた場面を指導者が必ずしも見ているわけではないので、参加 者の承諾を得た上でカメラを設置すれば、状況の把握がしやすくなるのではない か。加えて、指導者の暴言・暴力等の抑止にもなるのではないか。
- 〇 保護者から指導者に対するハラスメントもあると聞いているので、保護者・生 徒に向けた研修や普及・啓発も必要。
- 暴力については、上級生から下級生に対するもののみならず、下級生から上級 生、同級生同士などもあり得るため、ガイドラインの記載ぶりには注意が必要。
- 日本スポーツ振興センターでは学校での事故に関するデータを集約して公表 しており、事故防止に非常に役立っていたので、地域クラブ活動での事故に関し てスポーツ安全協会においても、事故データの公開をしてもらえるとよい。

【民間企業・大学・関係団体等との連携】

- O 民間企業との連携については、文化と経済の好循環の促進にも繋がるものであるため、その点も資料に記載して欲しい。
- 〇 費用負担全体の中で、主となるのは受益者負担と公的支援であり、民間企業からの支援は付加的な価値と捉えているため、民間からの支援が全体の中に大きく位置づけられることは想定できない。資金集めなどの参考となる実践事例などを提供してもらえると自治体としてはありがたい。
- O 民間企業や大学からは、指導者としてだけでなく、運営面のサポートに来てもらえるとよい。実際に大学生が運営に携わる事例も出てきており、運営面のサポートについても期待される主な役割に記載してほしい。
- 〇 国で行った「産官学連携フォーラム」のような取組を、都道府県やブロックごとに開催し、機運醸成を進めていくことが大事。
- O 民間企業や大学との連携を行う場合に、支援を受ける側の自治体が担う役割に ついても示せるとよい。地域企業と運営団体のマッチングを行ったり、応援企業 を募集する役割などが役割の一つになるのではないか。
- O 民間企業との連携を促進するため、スポーツエールカンパニーの制度も活用するとよいのではないか。
- 自動販売機以外にも、収益還元型の方法は様々あると思うので、検討するとよいのではないか。

- 〇 以前、大学と連携して、大学生の指導者派遣を試みたが、そもそも指導者になってくれる学生の不足や、受け入れ先の学校としても何かあったときへの不安感があり、取組はしりすぼみになってしまった。大学生を活用するのであれば、プログラムをある程度確立して、指導に耐えうる学生を養成、育成していくというような仕組みも必要。
- O 大学生の活用に当たっては持続性が課題。サークル、学部、体育会などを活用 して、大学生が持続的に指導に当たる仕組み作りを促すとよいのではないか。
- 大学には、教育のほか調査研究の機能もあるので、その点も記載できるとよい。
- O 関係団体等の参画促進に当たっては、メンバーシップを持ってもらい、当事者 の一員であると意識して参加してもらうことが重要ではないか。
- 部活動改革に関して他人事のような受け止めをしているスポーツ団体も多いので、単にお手伝いするというのではなく、将来的なスポーツ・文化芸術の参加人口、自分達の仲間を増やし、裾野を広げる大事な取組であることを周知していく必要。
- 〇 関係団体については、スポーツ・文化芸術団体に加え、青少年関係団体や助成 団体等も含んで考えるとよいのではないか。

【生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等】

- 学校との連携は重要であり、無理なく段階的に地域クラブ活動へ移行していく 必要。どのように連携を行っていくかについて、項目ごとに明確化した上で検討 が進められるとよい。
- 特に、生徒・保護者への情報提供においては、小学校・中学校との密接な連携が不可欠。地域での体験会にいきなり参加するのはハードルがあることから、入学説明会の機会等を活用した学校での体験会も重要。
- 中学生は、チラシを配るだけではなかなか地域クラブ活動に参加しない。地域 クラブ活動に移行する前に、学校の放課後におけるアフタースクールを実施し、 興味を持った地域の活動へのスムーズな参加に繋げていく、というアプローチも 考えられる。
- 子供たちは、スポーツ・文化芸術活動にステレオタイプ的なイメージを持っているので、自治体が地域で実現可能な活動や指導者の情報を収集して、子供たちに多様なプログラムの情報を提供することが必要。

- 〇 地域クラブ活動に入らなかった生徒に対しても、入らなかった理由や代わりに どのような活動をしているのかなどについてアンケート調査をする必要。地域ク ラブ活動は、必ず入らなければいけないものではなく選択肢のひとつであり、地 域クラブ活動に入らなかった生徒が別の形でスポーツ・文化芸術活動に触れるこ とも含め、全体として機会を確保するという考え方が重要。
- 子供たちが新しい地域クラブ活動を作りたいと言った場合に、その希望を実現することができるような仕組みも必要。一方、認定要件との兼ね合いなどの検討も必要。
- 地域クラブ活動の中で、子供たちのクラブ運営への参画の機会・役割を与える ことで、子供たちが将来、指導者や支援者となるような好循環が生まれるのでは ないか。
- スポーツ少年団ではジュニアリーダーの養成を進めており、様々な青少年団体でも人材養成を行っている。そうした既存の仕組みを上手く活用しながら、生徒のクラブ運営への参画を推進するとよい。
- O アンケート調査の項目について、子供たちがクラブに入ってどんな力を身につけたいか、開始後にはどんな力が身についたか、といった内容も入れると活動自体の評価にも繋がってよい。
- スポーツ庁の調査によれば、地域クラブ活動に参加した中学生のうち約5割が、 高校に行っても地域で活動したいという回答をしているが、この声をどのように すくい上げて活動できる環境を構築していくかが今後の課題。

◆第6回(令和7年9月26日)

< 部活動改革に関する新たなガイドラインについて>

【都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の役割分担】

- 複数の市区町村での広域連携の整理は都道府県のリードが必要。
- 何をもって「連携」「協働」というのかは分かりづらいので、各主体が何をすべきか、という具体的な役割分担が明確になるとよいのではないか。
- 市区町村と運営団体の関係・役割分担も整理されると、より分かりやすくなる。
- 市区町村は改革の責任主体であるというところが重要なポイント。地域展開すれば終わりというような認識の市区町村もあるが、地域展開後の改革も必要。
- O 都道府県のリーダーシップは非常に重要。そのためにも、市区町村を支える都 道府県に対しての国のサポートが重要。
- 改革の進捗は地域によって差が激しく、市区町村は隣の自治体とのバランスや 境界の扱いなどで悩むところが多いので、都道府県のリーダーシップが重要。
- 地域クラブ活動の運営団体等には、大会運営への参画も求められるので、その 点も明確に記載しておく必要。

【大会の在り方等について】

- 〇 統括団体である日本中体連において、今後の大会の在り方について、積極的に 将来的なビジョン・方針を示すことが必要。
- 運営体制等を含めた大会の在り方については、大会の主催者が主体となって検 討する必要。
- 県の立場としても、地域クラブ活動と中体連大会の関わり方についての整理が 悩ましい。認定地域クラブ活動は中体連大会、それ以外のクラブは競技団体の大 会というような整理ができれば分かりやすいが、それがよいかどうかは悩ましい ところ。引き続き検討したい。
- 〇 地域によって地域展開の進捗状況に差があるため、日本中体連としては、今後 の6年間の進捗を見定めながら、大会の在り方についてのビジョンを検討してい きたい。

- 中体連の大会運営について、先生をかき集めなくても開催できるように拠点化 や企業協賛について検討を行っている。地域クラブの大会参加の受け入れを機に、 企業との連携が進んでいる。
- 吹奏楽や合唱などにおいては、もともと地域の大人の団体も含めてコンクール を実施する素地があるため、これからそれぞれの連盟が新たな大会の枠組みで、 新しい活動を展開していくことになるのではないか。
- 中文連の全国大会は、子供たちの発表の場・学びの場となっている。今回は、NPO 法人とともに開催したところだが、地域の力を借りながら、大会の継続について模索している段階。

【「認定地域クラブ活動指導者」登録制度について】

- <
 占導者登録制度の全体及び登録要件等について
- 目的の部分に、登録された指導者でないと認定地域クラブ活動では指導ができない、という旨を明記すべき。
- 地域クラブ活動の中で、子供に対して営利活動をするような方が入ってきてしまう可能性があるため、「営利活動」を禁止する項目を入れると良い。
- 登録要件にはネガティブな禁止事項だけでなく、子どもたちへの理解があり、 適切な資質・能力を有することなど、ポジティブな内容も入れておいた方がよい。
- 指導者登録の責任主体が運営団体なのか市町村なのか混乱しないよう、ガイドラインの記載ぶりを整理する際に明確にした方がよい。
- O 指導者のモチベーションを高めるためには、能力に応じた謝金体系を設定する のがよいのではないか。
- O 指導者が提出する申請書において、スポーツ・文化芸術の指導歴や、指導と見 守りのどちらを希望するかなどを記入してもらうと効率的に手続が進められる のではないか。
- 指導者との契約の内容や処分の基準等を、要綱等で明確にしておく必要がある。
- 〇 4. 登録要件(2)③「過去の暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等」についてどの程度の回数、程度、期間などを想定しているのか、軽微な行為を1回やっただけで登録できなくなるのか。また、認定されていない地域クラブ活動の扱いについても明確にすべき。

- 登録取消というのは、あくまでも認定地域クラブ活動の指導者資格のみをはく 奪することであり、その他の活動についてまで触れるものではない、ということ を確認しておく必要がある。
- 不適切行為の有無等の確認について、自治体での判断には困難を伴う。対応に時間がかかると、地域クラブの運営が停滞する要因にもなりかねないと懸念している。
- たしかに、不適切事案があった場合の調査には時間がかかるし、意見の食い違いなども出てくるが、自治体や運営団体が丁寧に調査をして対応していくことは大切なこと。認定・登録の主体である市町村等が責任をもって対応することを明らかにすると対応が進めやすくなる。

< 与いて、 と指導者に求められる資質・能力及び研修内容等について という。 という

- 「指導者に求められる資質・能力」については、これだけで全てがカバーされると誤解される可能性もある。ある程度の技術指導の能力を有する者が、中学生年代の指導を行うにあたって必要となる資質・能力、研修を記載しているのであれば、それが分かるようにしたほうがよいのではないか。
- 指導者に求められる資質能力として、スポーツ・文化芸術の技術や技能をどのように位置づけるのか、またそれをどのように判断するのか検討が必要。技術面・技能面での指導力向上のためには、中央競技団体等が作成した指導手引きの活用に加え、資格取得を進めていくことも重要。
- コーディネーターや指導者、見守りや補助指導者などの役割分担を明確にしながら、それに見合った研修の在り方を検討していくと良いのではないか。
- O 指導者の研修受講や資格取得に向けた補助を行うことで、指導者の質の向上を 図ることができる。
- 研修の中で、学校の校長や養護教諭等から、子どもたちの実態や学校現場で多く生じている怪我などの話をしてもらうと良い。
- 研修はオンラインの活用もあり得るが、AED の使用や人工呼吸など、実技が必要なものもある。その点は消防署と連携するとよい。
- 研修については、4年間の登録期間に1回受ければよいということではなくて、 毎年、再確認の意味で受講した方がよいのではないか。
- 研修の受講頻度が市町村によって異なると、受講回数が少ない、楽な方の自治体に指導者が流れる可能性もあるため、その点についても都道府県で調整をしていただくとよいのではないか。

◆第5回(令和7年9月17日)

< 部活動改革に関する新たなガイドラインについて>

※ガイドラインの名称や全体構成については、事務局からの提案どおりで異論なし

【都道府県・市区町村等の役割分担】

- 〇 地域展開を円滑に進めるためには、都道府県の役割が重要であり、深堀りをしていく必要。
- 都道府県には、各市町村の活動が要件に合致しているか確認する役割もあるのではないか。また、都道府県は大会参加についても深く関わる。
- 都道府県は、改革の当初は市町村を引っ張って地域展開を推進する立場にあるが、改革が進むと市町村の取組を支える立場になっていく。そうした役割も明確になると都道府県として動きやすい。
- 地域展開の責任主体は、地方公共団体(市区町村等)であるという旨を明示した方がいい。
- 都道府県スポーツ協会など中間支援組織の在り方についても検討が必要。
- 多様な地域団体との連携についても明示すると良い。
- 運営団体と実施主体との関係を整理するのが大事だが、色んなパターンがあり、 複雑な関係にあることに留意が必要。
- O 役割分担の議論においては、学校が果たすべき役割にもフォーカスする必要がある。
- 同じ子供が、休日は地域クラブ活動、平日は部活動にそれぞれ参加するという場合もあるので、両者の関係性も含めて記載するとよい。

【指導者の登録・研修等】

- 指導者の登録に当たっては、マッチングもセットで考えていくとよいのではないか。
- 指導者のほか、見守りを行う人や指導補助者などもいるため、それらの者の取扱いについても明確にしておくとよい。そうした者についても一定の研修は必要。

- 指導者登録制度については、JSPO の公認指導者資格等との関係性の整理が必要。 研修の内容については、国と JSPO で作成しているモデルコアカリキュラムをベースに議論を進めていくとよいのではないか。
- 指導者登録に当たっては、既に存在している様々な民間資格等との関係をどう 考えていくか整理が必要。
- 地域クラブ活動の指導者には、技術指導の能力だけでなく、教育的な配慮や中学生世代の心理特性の理解が出来ることなども求められる。
- 指導者については、教員免許保有者を有効活用することが重要。教員免許保有者は一定の基礎的な資質・能力を有していると考えられるため、指導者への研修・ 登録の際にどのように取り扱うか整理が必要。
- マルチスポーツを行う上では、体育の教員免許保有者の活用が重要。文化も含めて、教員免許保有者が地域クラブ活動の指導者にたくさん入ってくると良い。
- O 指導者登録について、資格取得を義務付けるなどハードルを上げ過げると、すでに指導を行っている方々が関われなくなるなど支障が生じかねないので、バランスをとって考えていく必要。
- 資格は持っていないが熱い想いをもっているという方にも、指導者として参画 して貰えるようにすると良い。
- 資格取得に対する公的支援についてもあわせて議論する必要がある。
- 高校や特別支援学校の教員でも、地域クラブ活動の指導者として協力したいという者もいるが、都道府県教育委員会の担当課において、所属学校の業務が最優先という理由で、兼職兼業を認めていない状況にある。土日などが空いている者もいるので、意欲ある教員については、積極的に兼職兼業が認められるようにして欲しい。そうした点についても国としても発信があると良い。
- O 指導者の育成等に当たっては、教育委員会の指導主事が果たす役割も大きい。 また、スポーツ推進委員に期待される役割もある。

【暴言・暴力等の防止等】

○ 暴言・暴力等の根絶等については、スポーツ界で取り組んでいる「NO!スポハラ活動」と一体で進めると良い。

- 〇 JSPO の相談・通報窓口の利用件数が増えている。自治体でも個別に窓口が設けられると良い。
- 窓口が色々とあって、どこに相談すれば良いか分からないという場合もある。 窓口を一元化していくことも大事。
- 登録された指導者に対する処分情報等の他の自治体への共有について、可否を 含めて取扱いを整理する必要。

【民間企業・大学等との連携】

- 大学との連携について、大学側が待ちの姿勢になっているので協力を促進している必要。
- 〇 大学の中には、既に地域クラブ活動を運営したり、運営に参画しているところもあり、それらも参考に検討すると良い。
- 民間企業が関わりやすいように具体的な方法を示すとよい。

【生徒のニーズ把握等】

- 生徒のニーズを反映するためのアンケート調査について、共通フォーマットがあれば、自治体ごとの調査にばらつきがなくなり、横串を刺してニーズ把握ができるのではないか。
- 〇 二一ズ調査を行うだけでなく、PDCA サイクルを回していくことも重要。
- 地域クラブ活動に参加しない生徒のことも置き去りにしてはいけない。そうした生徒にとって、学校の放課後の活動が大切になる場合もある。
- O 部活動と同様、生徒の自主性・主体性を反映できるようにする必要。生徒の運営への参画についても考慮すると良い。

く地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について>

- 〇 子供たちにとって不利益変更とならないようにする必要があり、その観点からは、現状の部活動等に関する費用である月額 2,000 円程度というのが一つの基準になるのではないか。
- 月額 2,000 円~3,000 円というのが、保護者にとって受け入れやすい額。
- 〇 休日だけ行う場合でも、平日を含めて行う場合でも、保護者が負担できる限 界は月額3,000円。
- O 持続可能な運営とすることを考慮して、例えば月額3,000円を超える設定を している自治体もある。国が目安を示す際には、そうした自治体への影響にも 留意が必要。
- 運営的な視点を中心とするのではなく、保護者・生徒の目線で考える必要。
- 〇 部活動については低廉な負担であったところ、地域展開を円滑に進めるためには、保護者が受け入れやすい額でスタートする必要。例えば、月額 5,000 円などとした場合には、参加できない生徒が多く出てくることが想定される。
- 〇 スタートアップの時には参加費の金額が大きな要素となるところ、実際に保護者の反応も踏まえて検討した結果、月3,000円がギリギリ可能な最高額だった。月3,000円でも、一部、参加できない家庭も出てくるなど、反響は大きかった。
- 〇 クラブで徴収する参加費とは別途、用具代等の実費もかかるので、その点に も留意する必要がある。
- O 金額のみが一人歩きすると危険。前提条件等を含めて周知徹底を行う必要がある。

◆第4回(令和7年8月7日)

く地域クラブ活動の要件、認定方法について>

- 休日の休養日に関する記載をより分かりやすい表現にしてはどうか。
- 指導体制については、指導者の意識向上のためにも、定期的な研修が重要では ないか。
- 〇 指導人材は、教員免許を有する者の取り扱いについて考慮すべきではないか。
- 日本スポーツ協会の指導者資格の中には、教員免許を有する者を対象としたコースも用意されており、スポーツでは、既に一定の対応がなされていると思われる。
- 〇 都道府県による指導者育成研修でも、教員免許を有する者には、受講プログラムの一部科目を免除している。
- 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底については、不適切行為 が発生した場合の相談窓口について、ガイドラインの見直しに向けて整理してい く必要があるのではないか。
- 〇 日本中学校体育連盟では、懲戒処分を受けた指導者については、2 年間の資格 停止、二度目に懲戒処分を受けた場合には永久追放としている。
- ある自治体では、相談窓口やアンケートなどを通じて指導者の状況を把握し、 必要に応じて、1 回目は注意、改善されない場合は指導者の認定を取り消すとい う形で指導者との契約を結んでいる。
- 概要資料だけを読む方も多いと思われるため、概要資料だけでも理解できるように、可能な限り、より具体的に記載した方がよいのではないか。
- 会費と参加費との関係については、整理していく必要があるのではないか。

く地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について>

- 一定の幅をもって参加費の目安を示すことは賛成だが、実施回数によってばら つきが生じるので、その点も念頭におくべきではないか。
- 参加費は、プログラムのサービスに対する対価として捉えるべきではないか。
- 具体的な支援項目や期間をある程度示すことで、自治体における検討が進むのではないか。
- 指導者に対して適正な報酬を支払うことが必要ではないか。
- 一定の幅をもって参加費の目安を示すことは賛成で、具体的な金額は、各自治 体が決めるのがよいのではないか。
- 自治体にとっては、参加費の目安を一定の範囲で示してもらうことは非常にありがたい。一方で、金額が一人歩きすることが懸念されるので、示し方については慎重に検討していく必要があるのではないか。
- 休日と平日の地域クラブ活動を実施する場合、必ずしも、回数が増えれば、それに応じて参加費も増えるという考え方になるとは限らないのではないか。平日の参加費の目安については、データを積み上げてから検討すべきではないか。
- 参加するプログラムの対価と考えると参加費と捉えることができ、クラブのメンバーシップと考えると会費と捉えることができるので、整理が必要ではないか。
- 〇 企業からの寄附等を募る際には、競技成績ではなく、地域クラブ活動の理念や 基本的な考え方に賛同して寄附していただく方向にすべきではないか。
- コーディネーターや事務局スタッフの人件費など、運営団体の間接的な経費に ついても、しっかりと公的に支援していく必要があるのではないか。
- 「地方公共団体・地域クラブと企業等を繋ぐコーディネーターの配置」という 表現について、総括コーディネーターや中学校区コーディネーター等との違いが 分かるように、名称を検討すべきではないか。
- 企業・団体によるコンソーシアムは、全国版だけではなく、地域版もつくられていくのが望ましい。

- 企業からの財政支援や指導者の派遣、施設の貸出を進めるために、スポーツエールカンパニーの施策とも連動させるとよいのではないか。
- 企業等へのインセンティブの付与は重要で、練習着への企業名の記載や表彰制度だけではなく、公共施設の利用など、インセンティブの幅が広がれば協力する企業等が増えるのではないか。
- 入札参加資格の審査項目に、地域クラブ活動での指導のための休暇制度を設けている企業等を加点する仕組みを設けている自治体もある。
- 〇 中学校体育連盟の大会でも、大会名にネーミングライツを取り入れている事例がある。
- 演奏会のプログラム冊子に企業名を掲載している事例もある。
- O 企業等からの協力内容に、プロスポーツ組織からの指導者派遣等を追記した方がよいのではないか。
- 国が開催する産官学連携フォーラムを、各都道府県でも開催すると、一気に取 組が加速するのではないか。

◆第3回(令和7年7月28日)

く地域クラブ活動の要件、認定方法について>

- 活動時間・休養日の基準について、文化はスポーツほど厳しくなくてもよい のではないか。
- 活動時間・休養日の基準は、スポーツと文化で共通の基準に合わせる必要が あるのではないか
- 認定の取消規定等を設けるのであれば、認定の有効期間を設ける必要はない のではないか。
- 〇 取消すためには行政の負担も大きくなるため、一定の有効期間を設けた方が よいのではないか。
- 市区町村ごとに基準が大きく異なることがないよう、都道府県が域内の市区 町村の基準を確認する必要があるのではないか。また、活動状況の確認方法に ついても検討すべきではないか。
- エリア設定について、十分な参加人数が確保できない場合だけではなく、生 徒が望む活動に参加できるように、もう少し柔軟に考える必要があるのではな いか。
- 目的・理念に照らして適合するものであれば広げていくことはよいとしつつ、 競技性や成果のみに偏重して生徒を集めるようなことは防ぐ必要はある。
- 認定の対象について、運営団体と実施主体の関係も含めて、明確にしておく 必要がある。
- 障害のある生徒も地域クラブ活動の参加者の対象に入っていることに配慮する必要があるのではないか。

<地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について>

○ 資料2の3ページの「② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。」の考え方は大切。ここでいう受益者負担については、実費は含まないとされているが、用具代や大会参加費などで苦労されている家庭も多いので、その点も困窮世帯への支援の内容として考えてもよいのではないか。

- 今回示す参加費は、種目等の固有の実費は含めず、各種目共通で同じ額として示す必要がある。一方で、吹奏楽では楽器をそろえる必要があり、個々の家庭で購入しているケースも多い。吹奏楽も含めて持続的に運営ができるよう、国や地方自治体で十分な費用負担を行う必要がある。経済格差が体験格差につながらないようにすることが重要ではないか。
- 用具代等を入れると競技ごとに必要な経費は大きく異なるが、参加費は一律に設定しており、参加費は指導者謝金に使っていると整理している。高額な用具代等を受益者負担に入れるのは難しいのではないか。
- 受益者負担は、プログラムへの参加の対価として支払う費用を対象とすることでよいのではないか。
- 今回の改革は国や地方自治体の主導によるものであり、会費の水準について は、子供たちにとって不利益変更とならないようにする必要がある。
- 民間からの寄付等の活用については、企業版ふるさと納税の活用や、応援企業の登録制度も含めて重要だが、地方自治体も民間企業をどう活用できるのか分かっていない場合もあり、マッチングが重要になる。産官学連携フォーラムだけではなく、民間事業者が主催するイベントへの出展なども含め、国としての取組も期待したい。
- O 民間との連携は重要ではあるが、地域によって連携できる民間企業等には格差もある。また、持続可能性という点でも課題があるので、その点は留意が必要ではないか。

◆第2回(令和7年7月14日)

く地域クラブ活動の要件、認定方法について>

- 認定を受けない地域クラブ活動についても、ガイドラインに従って活動する ことを明確にすることが必要。
- 〇 市町村等が自ら運営団体・実施主体となる場合には、認定を受けたものとみなすことは、円滑な実施に資する。
- 中学校単位で加入する地域クラブ活動が明確になるようにすることは重要。 対象区域を設けず自由に選べるようにすると選抜された生徒によるチームができるおそれもある。
- 一方で、強いチームをつくる目的ではなく、1 つの中学校区では十分な参加 人数が見込めない場合には、複数の中学校区を対象区域にすることや、さらに、 複数の市町村等の広域連携の取組の必要性なども明確にすることが重要。
- 当面は、平日の学校部活動が存続する地域もあると考えられるため、学校との関係や子供たちの混乱防止のために、特に、認定制度の導入時には、中学校区という考え方が必要ではないか。また、大会への参加も円滑に進むのではないか。
- 認定された地域クラブ活動から大会に参加する場合には、大会参加の際の指導者資格要件を緩和することも考えられるのではないか。
- 大会参加の際の指導者資格要件については、競技特性等も考慮することが必要ではないか。
- 大会運営について、現在は、教員に頼っているが、今後は、地域クラブ活動 から人員を出せるような体制が必要。
- 運動部と文化部の地域展開を一体的に進めている市町村等もあるため、認定制度も両方を一緒に考えることが必要。
- 指導者の研修は、1回で終わりではなく、学び続けられる仕組みが重要。その先に指導者資格取得につながる仕組みがあると良いのではないか。指導者の不適切な行為に対する処分は、日本スポーツ協会の処分基準等を参考にすることも考えられる。

- 運営体制については、日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブの登録・ 認証制度との関係が明確になるとよいのではないか。
- 研修の内容については、例えば、見守りを行う人材もいるので、対象に応じて研修の内容をアレンジすることも考えられる。
- 今後、日本版 DBS が始まるが、スポーツ界全体の動きなども踏まえながら、 将来的に考えていく必要があるのではないか。
- 都道府県による指導者の研修や市町村等への指導助言など、都道府県の役割 を盛り込んだ方がよいのではないか。
- 様々な団体の指導者資格について記載する必要があるのではないか。
- 認定を受けることによって公的な性格をもつことを明確化してもよいのでは ないか。
- 学校等との連携は、情報の共有だけではなく、情報の適切な管理の徹底についても盛り込むべきではないか。

く地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について>

- 国・都道府県・市区町村が支え合っていく方向で進めることが重要。
- 会費にどこまでの経費が含まれるかを整理することが必要。
- 指導者謝金については、スポーツと文化との差も考える必要があるのではないか。
- 指導者謝金については、既に学校の活動に関わっている人材の扱いが参考に なるのではないか。
- 適正な額の指導者謝金を支払うためにも公的支援が必要。
- 受益者負担額については、種目等によってある程度は差が生じてもやむを得ないのではないか。
- 公的支援の対象を明確にしていくことが重要。
- O 生徒にとって不利益変更とならないように、公的な制度としてしっかり制度 化すべきではないか。

◆第1回(令和7年6月30日)

く地域クラブ活動の要件、認定方法等について>

- 団体の運営や会計等に関するコンプライアンスの観点や持続可能性を高める 観点から、法人格を持つ団体を増やしていくことが重要。
- 営利等を目的とする民間のクラブチーム等との区別は必要だが、一方で、地域クラブ活動を担う多くの団体を確保していく必要があることも踏まえ、民間のクラブチームが営利を目的としない部門を設けて地域クラブ活動を担う可能性も含めて検討していくことが必要。
- 強化目的で広域から選手を集めているクラブや勝利至上主義のクラブは認定 の対象外とすることを明確にすることが必要。
- 現状では、地方自治体が認定しているクラブと中学校体育連盟が認めている クラブが、必ずしも一致していないことが課題。
- 要件を満たして認定された地域クラブ活動については、中学校体育連盟主催 の大会にスムーズに参加できることが望ましい。
- 認定の要件に加えて、認定を受けることのメリットも明確にすることが重要。
- 大会への参加資格の観点もあるが、地方自治体と地域クラブ活動との関係や 地方自治体による財政的支援の対象とする観点から、認定の要件の検討を進め ることが重要。
- 地方自治体の立場からは、認定事務等の円滑な実施に配慮する観点は重要。
- スポーツと文化芸術を一体的に考えるのであれば、多様な活動実態も踏まえ、 高い基準になり過ぎないようにすることが重要。
- 認定が円滑に受けられるように地方自治体が支援していくという視点が必要。
- 地域クラブ活動の実施主体を認定するのであれば、実施主体の管理やガバナンスの確保などのために、法人格を持つ運営団体を活用することも検討していくことが重要。
- 地方自治体が自ら設立して運営する地域クラブ活動については、認定したと 見做す仕組みが必要。
- スポーツでは指導者資格が複雑な状況となっており、文化芸術では各団体に おける指導者の位置づけが異なるため、指導者に関する要件を一義的に指導者 資格と定めることは困難で、ある程度幅を設けていくことが必要。
- 〇 保険への加入は、要件に盛り込むことが必要。